

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 蔵田 昌俊 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-0014 日本国東京都港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階 鈴榮特許総合事務所内		発送日 (日.月.年) 04.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 082588W000		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/028820	国際出願日 (日.月.年) 01.08.2018	優先日 (日.月.年) 09.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G16H10/00(2018.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オムロンヘルスケア株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 24.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 原 忠	5L 5880
		電話番号 03-3581-1101 内線 3562	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	2, 5	有
	請求項	1, 3-4, 6-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2017/057013 A1 (ソニー株式会社) 2017.04.06,
段落[0053]-[0062], [0066], [0196], [0332]-[0335], 図1-4, 7, 16
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2016-168243 A (三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社)
2016.09.23, (ファミリーなし)

文献3 : JP 2003-518410 A (ベクトン・ディキンソン・アンド・カンパニー)
2003.06.10, & WO 2001/047466 A1

請求項1、3-4、6-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。

文献1には、データセンタ12の記録部24には、薬歴データとして調剤履歴情報や服用報告情報等が記録され、調剤履歴情報は、個人識別IDに対応づけて、薬の名称、調剤年月日、処方箋ID、服用日数、一回量、用法、および1日当たりの服用回数等の各情報が記録されたものであり、また、介護スタッフ等の医療従事者が服用済みまたは服用中(未済)などの薬剤の服用状況や薬剤の残量などをユーザに対してヒアリングして入力した情報や、患者であるユーザ自身やその保護者等が入力した情報である服用報告情報は、個人識別IDに対応づけて、薬の名称、調剤年月日、処方箋ID、服用日数、一回量、1日当たりの服用回数、残薬量、およびヒアリング実施日の情報が記録されたものであり、該服薬報告情報に基づいて、調剤年月日や服用日数、残薬量から、薬剤が服用済みまたは服用中であるかや、その残量、実際の服用期間などを知ることが出来(段落[0053]-[0062]、図1-3等を参照)、

加盟店端末装置21は、データセンタ12から必要な薬歴データを取得し、取得した薬歴データに基づいて、患者であるユーザの薬歴に関する情報を表示し、薬歴プロット表示領域内には残薬状況が表示されることが記載されている(段落[0066]、[0196]、図4、7等を参照)。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

さらに、文献 1 には、データセンタ 1 2 に記録されている患者(ユーザ)自身を対象とした計測の結果に関する情報、患者の体内の成分の検査結果に関する情報、患者の食事内容に関する情報などを属性情報として表示し、該属性情報には、患者の最高血圧や最低血圧、脈拍数、体重、体温などの患者自身を対象とした計測の結果を示す属性情報(本願の「生体データ」に相当)が含まれることが記載されている(段落 [0332] - [0335]、図 16)等を参照)。

従って、文献 1 に記載された発明において、加盟店端末装置 2 1 は、データセンタ 1 2 から患者(ユーザ)に対応した薬剤の残量に応じた情報と属性情報を取得して画面表示データを作成し、該データを表示するように構成することは、当業者であれば容易になし得たものである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、進歩性を有する。

請求項 2 に係る発明において、生体データ及び薬剤の残量に基づいて、医療関係者への対象者の受診に関する緊急度を判断し、緊急度を示す緊急度表示を含む表示画面を構成する表示データを作成する点は、文献 1 - 3 に記載も示唆も無い。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、進歩性を有する。

請求項 5 に係る発明において、生体データ及び薬剤残量に基づいて、医療関係者による対象者の診察を支援するための診察支援メッセージを複数の候補の中から判断し、診察支援メッセージを含む表示画面を構成する表示データを作成する点は、文献 1 - 3 に記載も示唆も無い。